

# 教育委員会議事録

平成29年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(平成29年3月定例会)

- 1 日 付 平成29年3月10日(金)
- 2 場 所 海老名市役所701会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江  
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 海野 恵子  
教育委員 松樹 俊弘
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子 教育部次長 金指 太一郎  
参事兼教育支援課長 小宮 洋子 就学支援課長 奥泉 憲  
学び支援課長 小林 誠 教育支援課教育支援担当課長兼教育支援センター所長 山川 勇  
教育総務課主幹 仲戸川 元和 教育支援課指導係主幹兼指導主事 和田 波代  
教育支援課支援係主幹兼指導主事 小林 丈記 教育総務課主事 工藤 摩織
- 5 書 記 教育総務課総務係長 佐藤 哲也 教育総務課主査 志村 政憲
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第3号 平成28年度社会教育委員会議の結果について
- 日程第2 報告第4号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定に関する「意見の申し出」について
- 日程第3 議案第9号 海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校用地の一部所管替えについて
- 日程第4 議案第10号 第三次海老名市子ども読書推進計画について
- 日程第5 議案第11号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 海老名市教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応について
- 日程第7 議案第13号 県費負担教職員の人事異動について(非公開事件)

日程第8議案第14号 平成29年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委  
嘱等について（非公開事件）

日程第9議案第15号 就学援助制度関係要綱等の廃止及び制定について  
（非公開事件）

日程第10議案第16号 平成29年度ひびきあう教育推進事業費の各校の配  
分額について（非公開事件）

8 閉会時刻 午後4時53分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日は傍聴者がございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。本日の資料の中に入っていると思いますが、平成29年3月定例会教育長報告、主な事業報告ということでございます。

2月10日(金)、前回の教育委員会2月定例会がございました。その折に社会教育委員会会議もございました。

11日(土)は、教育長と語る会(学童保育関係者)で話し合いを持ちました。その後、PTA活動研究集会・情報交換会では委員の皆様にご出席いただきました。

12日(日)、海老名市中学校区小中一貫教育説明会ということで、ここから小中一貫の説明会が始まったところでございます。

13日(月)は、よりよい授業づくり学校訪問(海老名中)をいたしました。

14日(火)は校長との連絡会、今年度最後の連絡会がございました。それから、新採用教員終了時研修会を行いました。

15日(水)は、週部会、ロボットリテラシー出前授業(大谷小)を行いました。それから、教育支援委員会が入りました。これは、特徴のある子どもたちの就学に関して、その進路というか、その子たちにとって一番よりよい支援策はどこにあるかということを中心に話し合う場でございます。

続いて、16日(木)は最高経営会議に出席しました。

17日(金)は、校長会への学校予算要望回答をいたしました。また、17日は社会教育委員会会議がございました。

20日(月)は、皆さんと一緒に教育委員図書館視察(多賀城市)に行きました。多賀城も行ったのですが、やはり大川小学校の状況が委員の目にも焼きついていることと思います。あしたが3・11ということで、映像が流れるたびに、最近大川小学校の映像が流れますので、教育委員と一緒にあそこに行ったなということを思い出すところでござい

ます。

21日（火）は、同じようにして教育委員図書館視察（水戸市）をしました。「図書館戦争」のロケ地になった図書館をみんなで視察したところでございます。

22日（水）はえびなっ子しあわせプラン推進会議ということで、えびなっ子しあわせプランの推進に係る会議で、小林先生という早稲田の先生が来てお話をいただいたところでございます。

23日（木）は週部会、社会教育指導員選考委員会ということで、この後、社会教育指導員の非常勤特別職のことがありますけれども、今、1名、選考に入っているところでございます。その日、市長定例記者会見に出席しました。

24日（金）は、市議会第1回定例会本会議（開会）が始まって、今現在議会中でございます。

27日（月）は、模擬選挙出前授業（柏ヶ谷中）をやりました。柏ヶ谷中学校の3年生全員が本番と同じ道具で、これはすごくおもしろかったのですが、海老名市長を選ぶということで、要するに先生の3候補者を立てて、それぞれに主張があるんですよ。西口の開発にお金をかけるべきだとか、子どもたちの何かを無償化にすべきだとか、そういうのを学校の先生が出して、子どもたちも事前にその資料が配られて、それに投票するというところで模擬選挙の勉強がありました。主権者教育ということで、実際にそういったことがございます。今年度は柏ヶ谷中学校1校ですけれども、実を言うと、来年度は3校ほど手を挙げていて、いろいろな学校で主権者教育をやりたいという希望が来ているところでございます。その日、京都府南丹広域振興局来庁で、丹波のほうも含めて、そこら辺の方が修学旅行に使っていただけないかということで来られました。それから、若者支援室相談報告がありました。

28日（火）は、代表質疑市長ヒアリングを行いました。

3月に入りまして、1日（水）は海老名高校卒業式がありました。3月校長会議に出席しました。

2日（木）は、市議会第1回定例会本会議（代表質疑）が行われたところでございます。それから、海老名市英語教育推進協議会が行われました。

3日（金）は、中央農業高校卒業式に行きました。あとは3月教頭会議がありまして、教頭先生方に予算説明をしたところでございます。

4日（土）は海西中学校区小中一貫教育説明会、5日（日）は新入学児童運動能力測定

ということで、もう四、五年になるのでしょうか。100名以上の子どもたちが参加して、非常に盛況でございました。その日に柏ヶ谷中学校区小中一貫教育説明会がありました。それから、地芝居2017ということで、大谷歌舞伎が県の青少年センターに行って、舞台がありました。

6日（月）は、一般質問市長ヒアリングがあったところでございます。それから、皆さんに来ていただいて、教育課題研究会を行いました。

8日（水）は週部会、9日（木）、きのうは文教社会常任委員会があったところでございます。

10日（金）、きょうは午前中、海老名市立中学校卒業式、それから、教育委員会3月定例会ということで今行っているところでございます。

主な事業報告は以上ですけれども、何か質問等ありましたらお願いいたします。

**○松樹委員** 2月11日の教育長と語る会（学童保育関係者）では学童の関係者といろいろなやりとりをされたかと思うのですが、どのようなご要望とか、現状だとかが寄せられたのかというのが1点。2点目が、各中学校区で小中一貫教育説明会を行って、あと今泉中学校区が残っているかと思いますが、できれば、終わったら、どんなご意見が出たのかというのを報告みたいな形を出していただきたいと思うのですが。

**○伊藤教育長** わかりました。それでは、2点目の全体の意見を集約したものについてはまた、皆さんにご報告させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1点目の学童保育事業者というか、市内で学童をやっている方々の代表の方々、また、保護者の方々とお話をさせていただきました。年に何回か話をしているところでございます。私のほうで感じたのは、条例化ということで、面積要件とか、人数とかがありまして、それを何とか学童もクリアしようとしているところでございます。そういう中で、例えば人数が増えたので新しい場所を探すということに対して、そこで苦慮なさっているところがあります。やっぱり海老名市内の学校に入れるのは1つの方法としてはあるのですけれども、今はどこの学校もそんなにあいていないところでございます。

ただ、学校によってはもう1教室増やしているところもあります。その辺が非常に厳しいかなと思っています。来年度に向けた4月で、学童自体は、例えば保育園の待機児童とか、そういう問題のようなことにはなっていないのですけれども、私としては、ちょっとその辺が気になるかなと実は思っています。保育園に通っている子どもたちの数を考えたときに、学童に来ている子どもたちはやはりここで減ります。でも、本来ならもうちょっと

行ける場所を用意することが我々としても必要なのではないかなというところで、自分なりに考えてはいるところでございます。そのやりとりの中で、うちの学び支援の担当が各学童の問題について本当に親身になってと言うと言葉は変ですけども、やりとりして、個々の課題をクリアしていくのですけれども、市全体としては、私は今後もっともっと学童希望者は増えるのではないかと考えていますので、それに対してどのような対応をしなければならぬか。今年は何とかクリアしたけれども、では、その次の年は本当にそれが続けられるかという、それは前もってというか、準備を早目早目にしていかなければならぬかと思っております。そういうことで、どこの場所を借りられるかとかについては喫緊の要望だけでも、どうしたらいいかという相談みたいなものがありました。

あと1点だけ、その中でお手紙を保護者の方にいただきました。皆さんにご承認いただいた、例えば準・要保護家庭に当たるような状況の家庭に月額1万2,000円の保育料を充てるということで、それによって本当に助かったというお手紙をいただいて、それは本当に施策として打ってよかったなと思えました。個人情報がありますのでそれ以上は言えませんが、後日談があって、本当にいいことがそこは重なっていて、感謝の気持ちを寄せられたお手紙が1件ありました。

○松樹委員 よかったです。ありがとうございます。

○海野委員 2月15日、また片仮名ですけども、ロボットリテラシー出前授業（大谷小）の内容と、次にほかの小学校もされるのかなということをお伺いします。

○伊藤教育長 今年度は大谷小学校と海老名小学校でロボットリテラシーを行いました。対象学年は5年生だったと思います。この地区がさがみ産業ロボット特区になっているのです。そこに海老名も入っていますので、例えば産業用のロボットが持ち込まれて、私が一番楽しかったのはアザラシの癒し系のものがあって、子どもたちがグループで全部そこにさわったり、あと車椅子ですけども、すごい高性能の車椅子で、段差とか関係なく、車輪がいっぱいついていて、すつと行けるものもあって、それも子どもたちは全部試乗して、そういう中でロボットリテラシー。要するにAI、私が目の前でこんにちはと言うと、こんにちはと来るんですよ。どうですかと言うと、具合が悪いんだとか言ってくれたりして、今日の天気は何と言うと、今日はこういう天気になっていますとか言うんですよ。

ただ、その出前授業の中で、これは人間が使うものだよと。そういうことをその人たちはよく説明していました。だから、人間が生活をより豊かにするためにあるものであ

て、これが難しいところなんですけれども、使うものとして人間が組み込んだものですよということ。でも、これからはどんどんそれが広がっていく。でも、参加した子どもたちはいろいろ説明を聞いて、重たい荷物を上げるのに、ここにかかと入ると、ずっと上がるんですよ。子どもがそのことを体験して、介護の現場とか、いろいろなところで人をやるときにこういうのが使えるのだろうなというのを子どもたちが体験しました。いい経験だなと思っています。そういうこととございます。次年度のことはちょっとわかりませんが、今年は大谷小学校と海老名小学校で行われました。

○岡部委員 先ほどの学童の関係ですけれども、教育長のほうで保育所の待機が学童の待機に結びついていかないように危惧しているという話をもっともだと思うのです。海老名は若い人を呼び込むと言うと変ですけれども、たくさん来てもらう施策を一方では展開しているわけですので、そういう心配はもっともだなと話を伺いながら感じました。

○平井委員 22日にえびなっ子しあわせプラン推進会議が開催されているのですが、このところの大体の内容をお知らせいただきたい。

○伊藤教育長 今年度の6つの取り組みということで、学力向上、集団力の育成、健康安全力。皆さんにもお渡しした冊子とか、そういうものをそこに集まった保護者の代表の方や校長先生方に説明しました。あと、学校改革ということで教育課程の問題、小中一貫のこれからの取り組みとか、コミュニティスクールに向けての取り組みについて、現在6つ取り組んでいますけれども、それらを説明したところとございます。いつも小林先生が来られると、小林先生が1時間ぐらい学びづくりとかそういうことを話してくださるので、えびなっ子しあわせプランのために学びづくりとか、または現状の学校教育の方向性とかを話していただいたので、そこはすごく勉強になって、よろしければ皆さんも1度、来ていただくとありがたい会議とございます。

○平井委員 小林先生はずっと海老名に来ていただいて、長い間、指導を受けているので、海老名のことはよくご存じだと思うので、いいアドバイスをいただいているのだろうなと思います。機会があったら1度参加させていただけたらいいなと思います。

○伊藤教育長 来年度も海老名のスーパーバイザーということで海老名市にかかわっていただけるということでもう予定していますので。1枚1枚、授業の現場の写真を見せながら説明してくれるんですよ。それがすごくわかりやすいということなので。

では、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○伊藤教育長 それでは、2点目に入ります。2点目は、教育長職務代理者ということで、昨年も3月に行わせていただきました。今年度は平井職務代理者に行っていたところでございますけれども、これは皆さんのお話で、輪番制に順番で職務代理者をやりましょうということで決まっています。ですので、岡部二九雄委員が予定でございましたけれども、それでいくと、平成30年度は海野恵子委員になります。31年度は松樹俊弘委員になりますので、平成29年度海老名市教育委員会教育長職務代理者として、岡部二九雄委員を指名いたしますということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、岡部委員、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

---

○伊藤教育長 初めに、日程第1、報告第3号、平成28年度社会教育委員会議の結果についてを議題といたしますが、社会教育委員会議の山田議長から今年度の社会委員会議の結果を報告したい旨の申し出がありました。社会教育法第17条第2項に「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる」と規定されておりますので、山田議長に報告をしていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。それでは、山田議長に本会議に出席いただき、後ほどご報告いただきます。

じゃ、山田議長、前のほうにお越してください。

○社会教育委員会議議長 承知いたしました。

○伊藤教育長 それでは初めに、教育部長から報告の説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第3号、平成28年度社会教育委員会議の結果についてでございます。

報告の理由といたしましては、ただいま教育長からもお話しありましたが、社会教育法第17条第2項の規定に基づきまして、平成28年度に開催された社会教育委員会議の内容について、この会議を代表する議長は、社会教育委員会議規則で規定されております教育委員会に報告をいただくものでございます。

○伊藤教育長 それでは、よろしくお願いいたします。

○社会教育委員会議議長 私は、平成28年度海老名市社会教育委員会議の議長を務めてお

ります山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度は例年の3回の開催に加えて、図書館に内容を絞った3回、合計で6回の会議を開催させていただきました。本日はその概要につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料に沿って進めたいと思いますので、ごらんください。

それではご報告いたします。

○**教育部長** 資料の2ページでございます。

○**社会教育委員会議議長** 第1回は平成28年6月10日に開催し、協議事項3件、報告事項2件でございました。平成28年度社会教育関係事業計画について、文化スポーツ課、教育総務課文化財係、学び支援係から年間の計画について説明を受けました。また、図書館につきましては、事務局から平成27年度の実施事業等について説明を受けた後、意見交換を行い、中央図書館についてリニューアルオープン後、多様な事業を実施されており、利用者がふえてよいなどの意見がありました。

第2回は平成28年10月11日に開催し、協議事項1件、報告事項4件でございました。第2回は、社会教育事業についての中間報告を受けました。

海老名市社会教育委員会議は図書館協議会の機能を担っておりますこと、第3回から第5回につきましては、先ほども申し上げたとおり、図書館に内容を絞って開催いたしました。委員からは毎回意見や質問が活発にありまして、予定時間を超え、議論されることもございました。第3回は1月13日に中央図書館、第4回は1月17日に有馬図書館と、隣接しております門沢橋小学校図書室を視察し、両館のスタッフからは運営内容について詳しく説明を受けました。第5回は、昨年9月から10月にかけて実施されました図書館に関するアンケートについて説明を受けました。この部分についてもう少しご説明をいたします。

まず、第3回ですが、中央図書館で館内を視察しながら、独自の配架や書店によって図書館機能を補っている運営の説明を受けました。また、災害時の避難経路についても複数確保しており、安全面にも配慮されているとのことでした。館内の視察後、中央図書館における実施事業についても説明を受けました。委員からは、事業のPRを積極的に行ったほうがよいなどの意見がありました。

次に第4回ですが、有馬図書館における実施事業や学校図書室支援事業について説明を受けました。現在、市内小中学校19校全校に司書を週2回派遣し、図書室における学習や図書環境の強化を図っているとのことでした。実際に見ました門沢橋小学校図書室では、

児童が本を探しやすいように分類の表示がわかりやすく工夫されておりました。

また、第5回は2月10日に市役所で開催し、昨年10月に実施しました図書館に関するアンケートについて説明を受けました。その結果、優先して改善すべき事項として、中央図書館では、座席数の拡大、図書資料の探しやすさの向上、図書の分類方法の周知についての3点が挙げられました。有馬図書館では、雑誌の種類、図書資料の数や種類が挙げられました。一方、高い評価を得た項目としては、中央図書館では、年中無休であること、1日の開館時間、館内の居心地のよさが挙げられました。有馬図書館では、館内の居心地のよさ、本棚からの資料の探しやすさ、図書の分類方法が挙げられました。また、両館ともに、スタッフの対応のよさについても高い評価を得ていたとのことでした。

第6回は2月17日に開催し、協議事項2件、報告事項3件でございました。今年度最後の開催となりました第6回では、今年度実施されました社会教育関係事業について報告を受けました。

なお、協議事項2件につきまして、原案どおり了承となりました。

私、1年間、議長を務めさせていただきましたが、各回とも委員の皆さんの非常に熱心な質疑やご意見を出していただき、充実した内容でございました。社会教育委員会議として、また、図書館協議会としても十分に機能したものと思っております。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

○伊藤教育長 ありがとうございます。それでは、山田議長の報告に対して、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。ちょっと細かい報告にも目を通していただきたいと思っております。

○海野委員 感想ですけれども、議事録を拝見させていただいて、さすがに皆さん、社会教育にかかわっていらっしゃる方のご意見というか、気づかれた点が取り上げられて、すばらしいなと思えました。本当に細かいことまで気づいていただいて、挙げられていただいていることがとても有意義です。それとまた、図書館協議会という少し違う分野のことも入られていただいて、なおさら大変だったんでしょうけれども、図書館を視察されて、指定管理の館長さん方の細かい説明で皆さん方、それに対してもいろいろな意見を言っていただいて、チェックされている様子が書かれていたので、とても感心いたしました。本当にありがたいと思えました。ありがとうございます。

○岡部委員 私も基本的に海野委員が今おっしゃったのと同じですけれども、図書館協議

会の役割を担っていらっしゃるということで、図書館に特化した会議も3回ほど持たれて、社会教育って学校教育以外の青少年とか、成人とか、非常に幅広い話し合いをするわけで、それに図書館協議会が加わって、大変なのではないかと思っています。

ただ、図書館が社会教育の大きなウエートを占めているのも事実ですから、そういう意味では、トータルで話し合いがされるというのはある面はいいのだろうけれども、ざっくばらんに言って、委員さんたちは大変だという意見も出ているのかなど。そういう感想を持ちました。

○社会教育委員会議長 委員会の中では本の好きな方が多くて、毎週図書館に行っているという方とか、もう自分で図書館に行くのもそうですけれども、購入したら放さないとか、そのような本に興味のある方が多くて、私も逆にすごく勉強になったぐらいなんですけれども、いろいろな面で図書館に行つての発見をしてくださったので、すごく私もいろいろな意見が聞けて参考になりました。

○松樹委員 山田議長、ありがとうございます。本当に細かくいろいろな目線でご質問等、会議を進めていただいて、本当にありがたく思っています。また、来年度も引き続き、図書館協議会というのもありますので、いろいろなことについてこうやってご意見いただければと思います。

山田議長ではないのですが、図書館の指定管理者とのやりとりの中で、指定管理者のほうから検討したいという事項が何点か出てきているんですが、この辺はしっかりと回答いただいて、この会議にお戻りするような形をとっていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○伊藤教育長 会議の中で図書館のことについての委員のご意見に対して、指定管理のほうから検討するということですが、どのような検討がなされたかというのはもちろん返して……。

○松樹委員 返していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○平井委員 本当に細かいところ、利用者の立場でいろいろな課題を出してくださっているところがすごくいいなと思いました。会議録を読ませていただいて、例えば1冊の本に集中したときにどうするかとか、時間待ちの中でどのように今後やっていくのだろうかとか、私なんかも今までそのようなときがあつて、貸し出しをされていても、いつ戻ってくるかわからないというようなときも過去にあつたので、やはりそういう人気のある本は殺到すると思うのです。だから、そういうことも含めて、本当に市民の側、皆さんの困り感

をいろいろな形で出してくださって、いくつかあるのですけれども、そういう部分では、やはり新しい図書館の課題として今後検討していかなければいけないところがいくつかあると思うのです。そういうものが少しずつ浮き彫りになってきて、ここにも出ているのですけれども、図書館に声をかければすぐ改善されるというそこもあるので、ぜひぜひ今後もそういう形でお声をいただけたらうれしいなと思いました。

○伊藤教育長 これは実を言うと、今までがどうだったということではなくて、社会教育委員会と教育委員会との関係の中で報告をいただいたのは初めてではないですか。ですので、この関係は委員さん方からも実は前に意見があって、社会教育委員の意見を聞きたいということがあったので、それを今年度、今また議長に本当に申しわけなかったけれども、来ていただいた。これはもう定例的に社会教育委員会と我々の教育委員会の話し合い。私は両方に出ているので知っているわけですが、そういう場を設けていきたいと思えます。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第1、報告第3号を承認するというか、報告を受けたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 山田議長には、ここで退席をいただきます。どうもありがとうございました。

○社会教育委員会議長 ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第4号、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定に関する「意見の申し出」についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第4号、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定に関する「意見の申し出」についてでございます。

本案は、学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定につきまして、教育長が代理して意見を申し出たためでございます。

詳しくは資料の36ページをごらんください。ここに記載の内容を簡単に申し上げますと、まず、2月6日の臨時教育委員会において、この条例の制定につきまして議決をいた

だいたのところでございます。その際にも申し上げましたが、市議会への上程の前に市長から意見を求められ、委員の皆様にご意見の有無を本来でしたらご審議いただくところでありましても、日程の都合上、教育長が「異論なし」ということで専決をしたことから、今回報告をするものでございます。

条例の内容は、議決をいただいたときのものから変更点はございません。

参考までに、市長からの意見の求めの文書は38ページでございます。そして、これに対する回答を37ページで「異論はありません」と回答しております。

内容につきましては以上でございます。

○伊藤教育長　ということで、1度ご審議はいただいたのですが、議会に上程するのは、全てここでまた意見がないかということですので、既に私のほうで市長に返答して上程しましたので、報告事項は承認ということでお願いしたいと思いますが、何かご質問、ご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　それでは、ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第4号を承認いたします。

続きまして、審議事項に入ります。

---

○伊藤教育長　日程第3、議案第9号、海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校用地の一部所管替えについての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長　それでは、議案第9号、海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校用地の一部所管替えについてでございます。

理由は、この4校につきまして学校の用地の一部について所管替えを行いたいためでございます。

資料の44ページでご説明を申し上げます。所管替えにつきましては、下半分の2所管替えについてに学校ごとに掲げておりますので、それに基づきまして説明をさせていただきます。

(1)は今泉小学校、45ページ、灰色の部分でございます。(2)有馬小学校は46ページ、同じく色を塗った部分が所管替えの部分になります。47ページ、有馬中学校ですけれども、同じく凡例にございますとおり、この色で示してあるところが所管替えとなる部分でござ

います。これは3つとも学校敷地としてされていましたが、現況としては、実態としては道路として使用されている箇所がありましたので、きちんと分筆をして、公衆用道路として登記簿の地目変更を行ったものでございます。

(4)の柏ヶ谷小学校は48ページでございます。ここの敷地につきましては学校敷地内に昔から、図面上ですけれども、市道が通っていましたが、平成21年度に点々の部分ですね。ぐるりこの部分です。この部分のつけかえをいたしました。そうしますと、今、申し上げたグレーの部分が飛び地になってしまいまして、さらにここは急斜面で、相鉄のかしわ台駅と隣接しています。よって、實際上、学校用地としては活用ができないといった状況でございます。このようなことから、これらを所管替える旨、ご決定いただきたいものでございます。

所管替えの先でございますけれども、(1)から(3)につきましては道路管理課へ、(4)の柏ヶ谷小学校につきましては施設管理課へ所管替えといたしたいものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○平井委員 (1)から(3)までは公衆用道路という形になりますよね。柏ヶ谷小学校の斜面のところですが、地目というか、そういうものはどういう扱いになっていくのでしょうか。地目というか、道路用地とか、田とか、畑とか、いろいろな形になりますけれども、どういう扱いで市としては管理をしていくのですか。

○教育総務課主事 柏ヶ谷小学校の1096-6番地は、現在、山林となっています。1096-3は雑種地という登記簿上の地目になっております。

○平井委員 そういう扱いから、管理課が違っていくという形になっていくのですね。

○教育部次長 これは教育財産としての位置づけから普通財産ということに。今、地目についてお話しありましたけれども、そういうことで、それらの財産は全て施設管理課というところが管理するのですけれども、学校用地ではなくなったということで管理を移管させていただくというところでございます。

○伊藤教育長 ということは、今泉中学校も周りに道路があったではないですか。あれは学校用地だったけれども、みんな普通に通っていたではないですか。農作業も通っていたよね。

○教育部次長 通ってました。

○伊藤教育長 あそこが汚れたら、やっぱり学校が掃除しなくてはいけなかったんだ。

○教育部次長 実態としては道路として活用されていまして、例えば補修とか、そういうものについても含めて道路の所管課が管理してくれていたと思います。

○伊藤教育長 要するに正しく管理できるほうにいったということですね。

○教育部次長 そうということですね。実態に合わせた、今回所管替えということですね。

○伊藤教育長 農業の仕事をしている人たちにとっては、あそこを通らないとやれないよね。田畑があったわけだから。

○教育部次長 はい。実際の管理は道路の所管課でやっておりましたので、現実にそれがとめられたのかと言われると、ちょっとそれは困難かなとは思っています。

○伊藤教育長 でも、学校用地だったんですね。

○教育部次長 その辺の不整合があったということですね。

○伊藤教育長 ほかにはないのですか。

○教育部次長 ちょっとわかりづらいという意味では、今の今泉小学校の東側の校門の前の道路があります。

○伊藤教育長 要するに正門の前の道路。

○教育部次長 あそこも学校用地になっています。これは市道認定されていないので、あれは学校の管理下にあるのです。ただ、実際のところはあの舗装についても道路管理のほうで当時行ったのであろうというふうには思います。

○伊藤教育長 ただ、車は向こう側に通り抜けはできないね。

○教育部次長 そうですね。

○伊藤教育長 学校のほうには入れるけれども、向こうへは行けないよね。通り抜け。

○教育部次長 そうですね。

○伊藤教育長 わかりました。でも、本当にこういうのは適切に管理していかないと。

○平井委員 でも、今まで手がつけられなかったというのはどういうことだったのですか。用地買収してからも相当長いですよ。

○教育部次長 まさに今お話しあったように用地買収の段階では学校用地として取得をしたのですが、周辺道路ということで学校の周りをぐるりと道路が回っていますよね。後で整備をしたのですが、そのときにさっきの所管替えがなされないままにずっと来てしまったというのが実態だと思います。それは恐らく、理由まではわかりませんが、市長部局と、縦割りなのかもしれませんけれども、教育委員会とそれぞれセクションが異なったということが1つの理由なのかもしれませんけれども、その当時の詳細はよ



く把握できておりません。

○伊藤教育長 でも、農家の方々が田畑に接していたら、今泉小学校のところもそうだし、今泉中学校のところもそう。中新田小学校はぐるっと回っていなかったっけ。

○教育部次長 回っていますね。

○伊藤教育長 水路で道路はとまっているけれども、向こうは畑地ですよ。南側の校庭のところ。

○教育部次長 今回、一通りこれで整理がついたと思いますので、それ以外のところは公道として実際の道路所管がやっています。あと少しプラスして言うと、例えば道路として指定していないと、接道要件として、住宅を建てたりする場合には4メートル道路に接続していないと住宅を建てられないのです。そういうものが仮に道路認定されていないと、実際の現況は道路だとしても、学校用地だとそこに建てられないというご迷惑をおかけするようなことも想定されるのです。ですから、本来道路として管理されているものについては、やっぱりきちんと道路として所管を替えて認定して、そういう意味で所管を移すことが求められてくるのかなと思います。

○松樹委員 1点だけ確認ですが、柏ヶ谷小学校の道路部分の点々は実際に人が歩いて通れますか。

○教育総務課主事 通ることはできます。

○伊藤教育長 通れます。

○松樹委員 道路部分と1096-6というのはフラットな土地ですか。

○伊藤教育長 ここは傾斜地です。

○松樹委員 ここの部分だけではないのですが、ちょっとイメージが。柏ヶ谷小学校は、向こうの大塚本町のところから来る通学路とか、いろいろすごい状況なので。例えばこちらの裏とかを回れないのかなとか、いつも考えていて。ここだけではなくて、もっと手前のところのお宅も通してもらったりとか、山林とかもあるので、うまく向こうを回れると……。多分、ご要望もいっぱい委員会には来ていると思うのですが、いつ見ても危ない状況でありますので、何とかしたいなとは思っているのですが。

○伊藤教育長 それに活用できないかな。

○松樹委員 こういうのをぐるっと回れないのかなって。

○伊藤教育長 下は全部昔の本町の駅まで続いていましたか。

○松樹委員 その辺がちょっと私も定かではないので、本町に続く少し先の上のところは

多分雑木林になっていて、地権者の方がいらっしゃるんだと思うんですが、例えば地権者の方がそこを通るのはいいよという形で道なんかをつくれるのであれば、歩道だけで終わるのであれば、そちらへ回ってこられれば上の危険な箇所を通らずに來れてしまうので。裏から入れるような形になると思うんですが。

○伊藤教育長 大分あそこに家が建ったり、マンションができたので、どういう状況なのか……。以前だったらもう山林ですから、それはまた、それこそ子どもたちが危ないような感じもするので。

○松樹委員 というのは、家が何軒か下側に建って、山林も大分少なくなっていて、こちらのルートを見直すというか、上が、例えば二、三年で解決しないような話ではないので、そんなのはどうなのかなという観点から少し見ていたのですが。

○伊藤教育長 就学支援課長、松樹委員が言った柏ヶ谷小学校通学路の意味、柏ヶ谷の斜面になって、上に道路がずっと接続していれば大塚本町という、要するに今の東口のほうから横を通ってずっと柏ヶ谷小学校まで行く道があれば、上の狭い部分を通らなくて済むので、それについては一応検討ということで通学路のほうに入れておいてください。

○就学支援課長 わかりました。

○伊藤教育長 よろしいですか。

○就学支援課長 はい。

○松樹委員 申しわけありませんが、よろしくお願いします。

○施設係主事 はい。

○伊藤教育長 ほかにはどうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかにご意見もないようですので、議案第9号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第9号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第10号、第三次海老名市子ども読書推進計画についての審議を行います。

説明をお願いします。

○**教育部長** では、議案第10号、第三次海老名市子ども読書推進計画についてでございます。

本案は、第三次海老名市子ども読書推進計画を策定したいため、議決を求めるものでございます。

資料は50ページをごらんください。この案について概要を申し上げます。

目的ですけれども、子どもが読書に親しみやすい環境を整えることによりまして、海老名の将来を担う次代の人材を育成する一環として、家庭・地域・学校等で読書活動に取り組むことのできる環境づくりに努めるために、平成19年度に海老名市子ども読書推進計画を策定したものでございます。その後、子どもの読書活動を取り巻く社会情勢や国の関連法整備状況、教育諸施策の変化に合わせ、改訂をしながら継続して計画を推進しているものでございます。

2番の推進計画の位置づけですけれども、これは第二次海老名市子ども読書活動推進計画に引き続いて、今後の施策の方向性と具体的な取り組みを示すものとして策定したいものでございます。

計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間としたいものでございます。

冊子につきましては、別冊として添付をさせていただいております。この推進計画の中身につきましては、下線のある部分について従来のものと見直しを図り、新たに記載を追加したり、加除修正をしたものでございます。内容をご確認いただきたいと思っております。この内容でご決定いただきました場合、この下線の部分を取って、計画書として持っていきたいものでございます。

5、策定までの今後の予定でございます。2月2日に校長会で提案、2月17日に社会教育委員会議（海老名市図書館協議会）で協議、そして本日、本定例教育委員会でご承認をいただきましたら、4月17日に学校図書館担当者会で説明をして、計画を進めてまいりょうなスケジュールとさせていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。

○**伊藤教育長** それでは、子ども読書活動推進計画（案）について、ご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員の皆さんには目を通していただいていると思いますので、何かありましたらよろしくをお願いします。

○**岡部委員** 言葉ですけれども、例えば4ページでは(1)市立図書館とありますね。市立

図書館というのは中央と有馬のことですよね。その2行目に「中央図書館」ではというので、最初に見たときに、市立図書館と中央図書館別のものがあるのかなというように勘違いしたんですね。そういう意味では、4ページの中ほどの取組の方向の○の2つ目も同じように「中央図書館」とか「有馬図書館」という言葉があるのですけれども、例えばここに市立とかいうのが頭についていればいいかなと。思ったのが1つ。

それから、学校の図書室、これも言葉の問題で恐縮ですが、「図書館」という表記をしているところと「図書室」と表記しているところがあるんです。どちらかに、合わせたほうがいいかなと思いました。

○**教育部長** 今2点ご指摘を頂戴しました。ありがとうございます。

市立図書館は中央と有馬の2館ということですので、これはきちんとわかるように表現方法をもう1回見直して、その部分は適切な修正を加えたいと思います。

学校の図書室は、ふだんは「図書室」という言い方をしていると思うのですが、正式には「学校図書館」という位置づけになっておりますので、そこは「学校図書館」で統一をさせていただくように修正いたします。

○**伊藤教育長** 市立図書館というのは、担当で「市立図書館」という文言の規定はしていますよね。

○**教育支援課主幹** はい。有馬図書館、中央図書館、東柏ケ谷小学校市民図書室の3つを合わせて市立図書館と位置づけています。

○**伊藤教育長** それについては全部市立図書館という規定で出ているので、市立図書館というのはこのような施設をいいますというのを一番最初に出てくるときにつければ……。要するに東柏ケ谷市民図書室という開放している図書室、要するに学校図書館の横にある市民図書室みたいなものも、その場合は市立図書館の中に入ってくると思います。

○**海野委員** 2ページの2番目「学校図書館については、学校図書館図書標準を達成するため、蔵書を充実させる必要がある」と書いてありますが、学校図書館図書標準に基づくために学校内でどのぐらいの図書を充実させる必要があるのか。充実させる内容をお聞かせいただければと思います。

○**教育支援課主幹** 小学校のほうでは約3万3000冊の本が必要になりますし、中学校のほうでは2万8000冊必要になるような形になります。

○**伊藤教育長** それは、13校、6校ということですか。

○**教育支援課主幹** 13校、6校です。

○海野委員 今年度は中学校に図書費が増額されて、来年度は小学校で。その予算内で結構充実させられると思うのですが、いかがなんでしょうか。それで十分足りえますか。

○教育支援課主幹 3万3000冊となりますと、なかなかそこまではいきませんが、充実はしていけると思います。

○海野委員 ちょっと見たのですけれども、地域の方に図書を寄附、きょうも有馬中学校に行ったときに寄附図書と書いてあったんですけれども、そういうことも結構学校でやっていらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課主幹 寄贈本ということは、中央図書館などでも本をいただいたりとか、買うばかりでなく、そのような形でも充実を図っています。

○海野委員 そうですね。ぜひそちらのほうでも蔵書していただければと思います。

○伊藤教育長 本当に図書館行政ということでは、ここ2年、重点的に、本年度は中学校、次年度は小学校ということで、施設の担当のほうが各小中学校と話して、自分たちの中学校なら中学校の図書館の設計図を学校につくってもらって、それに合わせて備品を買ったり、本を入れたりということで、昔の図書館と比べると大分様相が変わっているかなと思うのですけれども、あとは、2年間やった後にどれほど学校図書館のほうにお金を充実できるかな。ここで2年間ふえたけれども、それがまた、ぐっと減るとなると同じようになるので。

私が行って気がついたのは、皆さんに前も話したけれども、図書って、例えば調べ物学習をするときに最新の資料なんですよ。例えば日本の農業を調べましょうって、子どもたちが資料集を見たら昭和何年の資料しかないのは、やっぱり子どもたちの勉強にならないですよ。平成の時代のできるだけ直近の資料。もちろんネットとかなんかも調べられるけれども、子どもたちが共通に見れるものが新しい資料に更新されていくことはとても大事なことなので、そういう意味で言うと、買うのは買うのですけれども、やはり古いものは、必要でないものは廃棄をして、常に子どもたちが使いやすいようにしないと、冊数はあつたけれども、あまり有効でない本を蔵書率のためにただ置いておくというのは本末転倒だと私は思うのです。子どもたちが本当に読みたいものや、子どもたちが学習で使えるものがそろっていることが大事かなと思っているので、その辺は蔵書率だけでは図れないところがあります。蔵書率のために古い本を配置して、ずっと棚に置いておけば蔵書率は高くなりますので、そういうことではないなと考えたりします。でも、海野委員がおっしゃったように、やっぱり図書費というか、図書の購入費については、今後とも蔵書率が

上がるような形にすべきだなと思っています。

○海野委員 古いものを廃棄しながら、増やしていく。

○伊藤教育長 新しいものにどんどんかえていく。

○海野委員 お願いします。

○平井委員 8ページに家庭・地域での本との出会いという項目があるのですが、その中に「地域の読書活動推進団体、グループ等の関係団体と連携し」とあるのですが、地域の読書活動の推進団体やグループ等の関係団体というのを教育委員会で把握されているのかどうか、今どのような活動でどういう地域があるのかどうか、少しお尋ねしたいのですが。

○教育支援課主幹 図書館ボランティア交流会という会が11月にございまして、そこで45名の方、ボランティアが参加されている会に参加してきましたのですが、その会に参加して下さる方は学校の図書館の伝票整理なども手伝ってくださりまして、小学校10校、45名の方がそれぞれの地域で活動してくださっています。

○平井委員 その方たちが今後地域と連携して、子どもたちの読書推進とかにいろいろな役割を果たしていただけるような状況を今後つくっていくという形ではなくて、そういうボランティア活動を通してという形になりますか。

○教育支援課主幹 はい、ボランティア活動を通してという形になります。

○平井委員 そのボランティアが活動するときに教育委員会では支援をすると思うのですが、何か組織的なもので支援をしていく予定というのは今後つくっていきますか。例えば本を借りたいとか、そういう活動をボランティアがしていくときに、地域の子どもたちを集めてとか、何か活動していくときに、それなりの支援の方法を今後検討していく予定はありますか。

○伊藤教育長 現状で言うと、学校で活動するときは、学校のほうからそれにかかる消耗品費とかなんかを出していました。各学校のひびきのほうから各学校の範囲でボランティア……。それから、学校応援団の中にも図書ボランティアが各学校の1つのグループとして入っていたりしますので、今は多分学校応援団の中でいろいろなかかる費用等は出していると思います。

私も1度か2度ぐらい出ていますが、本当に熱心な方々がいっぱい集まっていて、本の話をしてもらうのは私自身もはばかられるような感じ。でも、すごく熱心なので、平井委員がおっしゃるような推進団体としてどのような形になるかということは、ここにも書い

であるんですけども、今、我々のほうはボランティアとしてそれを承知しているところでございますけれども、それ以外のそういう方々が地域の中でどのような活動をするかというのは、そういう団体の集まりはもう既にできていますので、その会に働きかけることは必要なことかなと認識しております。

○平井委員 ブックスタートとかもありますね。幼稚園、保育園等の子どもたちを対象にとか、図書館に通わなくても、地域でそういうボランティアの人を中心にしているいろいろな活動が今後地域で開かれていったらいいのかな。そういう支援ができれば、もっともっと浸透していくのではないかなと思うところがあるので、検討していただけたらと思います。

○伊藤教育長 例えば今の図書館行政で言うと、中央、有馬、東柏ヶ谷の図書室で学校図書館があるのでございますけれども、あとはコミュニティセンターに中央図書館のものを、廃棄とは言わないですけども、もういいというものを並べたりすると、まだ構想の段階ですけども、地域図書館みたいなものができるような。例えば何らかの半公共であろうが、公共であろうが、そういう施設の中にそういう本をやることによって、もっと身近にやることも1つのこれからの施策の方向性だと思っていますので、そういう中で、やはり今、平井委員が言っていた方が入るとか、または、その中でブックスタートとか、そういう身近な人たちが乳母車ででも来て、そこで相談して、こういう本がいいですよという機会があるのは、1つの今後検討しなければいけない方向性だと思います。

○平井委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

○伊藤教育長 わかりました。

○海野委員 身近に図書室の分室みたいなものがあれば、もっと身近かなと思いますが。

○伊藤教育長 平井委員にお話ししたような形で、全体で図書館行政が考えられるかなと思うのです。そのときに初めて、誰にそれを運営していただくかとかいうことは我々も検討しているんですけども、例えば地域の本の好きな方に運営していただくとか、または、図書館の人たちがそこを巡回するとかなんか、いろいろな方法はあるかなと思いますけれども、ただ、例えば北海道とかなんかの情報だと、そういう地域図書館みたいなものがすごく地域が……。今の海老名の交通網だったら、ほとんどが30分以内に海老名駅に來れたりするわけではないですか。混みぐあい等もありますけれども、そうでなくて、そういう場合は、やっぱり地域に本に親しめる場所があって、それはもう地域移動図書館として地域の人たちが運営している部分もありますので、そういう方向性も1つあるのかなと思

っております。

○松樹委員 先ほど、学校図書室、地域図書館のニーズの話が出ていますけれども、話を聞いていると、質、量ともに充実をさせていくというのが一番手なんだろうな。もちろん内容が一番大切、子どもたちの調べ学習とか、その辺もありますので。それともう全然先の話になるのかもしれないけれども、私、前にも話したかもしれないのですが、今、市内には2館、中央と有馬とある中で、学校も開放して、市内21館の図書館をつくるというか、そんなものができたらすばらしいななんて思うので、学校に図書館がある話ですので、気軽に歩いて、ぷらぷら散歩がてら行けるようなシステムができれば一番すばらしいかなと思っていますので、とりあえずは学校だけでなく、中央もありますので、やっぱりより多くの方が本に親しむという環境を提供できるというのが一番の課題ではないかなと思っていますので、お願いしたいと思います。特段この内容には私は異論ありません。

○伊藤教育長 ほかはよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、今意見の中では岡部委員から文言のことで何点かありましたので、それについては検討していただくということによろしいですか。

○教育支援課主幹 はい。

○伊藤教育長 それでは、その修正を加えた段階で、皆さんお手元の海老名市第三次子ども読書活動推進計画(案)に修正を加えて、平成29年4月、海老名市教育委員会としてそれを策定するということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご異議なしと認めます。日程第4、議案第10号を原案のとおり可決承認いたします。

-----  
○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第11号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第11号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。

本案は、別紙のとおり、教育委員会内の各課等の所掌事務の見直しに伴う所要の措置として、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則を改正したいことか



ら、この規則の一部を改正する規則について議決を求めるものでございます。

内容につきましては52ページ以降で説明をさせていただきます。

まず、改正を要する規則の名称ですが、ただいま申し上げたとおりでございます。改正理由も同様でございます。

そして、主な改正点でございますけれども、2点ございます。1つ目として、課及び係等の事務分掌の改正、そして附属機関の追加及び所管機関の変更でございます。内容につきましては55ページ以降の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、55ページの中ほどに別表第1と掲げております。これが各課の事務分掌を表記している表になっております。

まず、教育総務課ですけれども、上の段の総務係ですね。これは従来(5)のところ、右側が現行です。そして、左側は改正案です。右側、現在は(5)で「事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事」なんですけれども、この人事につきましては県費負担教職員を除くと総務係の職務としてはなっております。これは県費負担教職員、市費も同様に除くものであることから「県費負担」という文言を削除するものでございます。

続きまして、56ページです。就学支援課です。こちら(1)、(2)の部分です。今のと説明はほぼ同様なんですけれども、こちらは教職員の任免その他人事に関する事の事務をとっております。これは県費、市費ともに取り扱いをしているところから、広く教職員ということで、(1)、(2)ともに「県費負担」という文言を削除するものでございます。

同じ就学支援係の左側、案のほうで(9)として「奨学金に関する事」とございます。こちらは57ページの右側の教育支援課指導係の(8)にございます「奨学金に関する事」というのがあります。それを所管がえしまして、就学支援係の(9)として「奨学金に関する事」を追加するものでございます。

その下の保健給食係です。こちら57ページの教育支援課の右側ですね。指導係(6)に「体育・保健・安全・食育の指導に関する事」という表記がございます。このうちの体育を除く部分「保健・安全・食育の指導に関する事」を、現状に即した規定とするために就学支援課保健給食係の(5)として追記するものでございます。

続きまして、57ページです。教育支援課です。こちら新旧とも(5)です。現在(5)で「人権教育及び同和教育に関する事」と記載しておりますが、同和教育は人権教育に含まれるものと位置づけておりますので「及び同和教育」を削除して「人権教育に関する事」

としたいものでございます。

(6)として新たに、左側「学校ICTに関すること」を追加したいものでございます。これは今後の学校教育の進め方とか学校事務の効率化にICTが大きな影響があるため、ここは新設をしたいということでございます。

右側の(6)で「体育・保健・安全・食育の指導に関すること」、この部分の体育が残っておりますが、これを左側の「(8)その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること」に溶け込ませる位置づけになっております。重複しますけれども、この右側の「(8)奨学金に関すること」は就学支援課へ移管ということでございます。よって、この(8)が削除されまして、その部分が繰り上がって、その他の事項が左側(8)となります。

支援係は変更ありません。

学び支援課です。(1)としまして、左側「社会教育委員の会議に関すること」を掲げております。これは社会教育法に基づき社会教育委員会を設けますので、教育総務課の教育委員会同様、ここに明記をしたいものでございます。以下、順繰りに項が繰り下がって、(2)から(5)までとなります。今現在の(1)から(4)が(2)から(5)までとなります。それから、新たに(6)として、若者定住促進事業として奨学金返還支援業務が入ってまいります。これを明記するものでございます。

最後に若者支援室です。こちらは、若者支援の視点から現在実施している事業、そして今後実施する事業を勘案して整理するものでございます。これまで「青少年施策に関すること」と記載しておりましたが、3つに分けまして「若者相談に関すること」、2つ目として「社会教育講座に関すること」、3つ目として「成人式に関すること」を新設したいものでございます。

58ページ、別表第2につきましては附属機関を位置づけているものでございます。こちらから従来のものに2つ、左側で太字で表記しておりますけれども、新たに加わっております。海老名市いじめ問題対策連絡協議会、海老名市いじめ対策調査会、これは2つとも平成27年4月1日に施行しましたいじめ防止条例。上のほうは第9条、下のほうは第10条に規定する附属機関であることから、ここで追加をしたいものでございます。

内容につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 あとは奨学生選考委員会の所管が変わる……。

○教育部長 大変失礼いたしました。漏れがありました。奨学生選考委員会、上から3行目です。こちらが所管替えになりまして、先ほどの所掌事務の変更に伴いまして、所管機

関として就学支援課と改めるものでございます。

○伊藤教育長 今、新旧対照表に沿って説明がありましたけれども、委員からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

新年度から若者の奨学金返還支援事業を教育委員会でということ、そのことが1つありましたけれども、それを変更する中でまた、これまで不具合があったものや、更新していなかったものについて全てここで改めるというものでございます。

○海野委員 指導係の「学校ICTに関すること」を別枠で1つ新設したということは、それだけ重要視されているということなんですか。

○伊藤教育長 やはり今後も学校ICTについては、これからの学校、子どもたち、新学習指導要領でプログラミング教育も入ってきますので、その中でかなりの環境づくりをしなければいけなくて、予算額としてもかなり大きい予算をそこで扱うことになる。現在もそうですけれども、それについて改めてここで職務として出して取り組んだほうがいいだろうなということでございます。

○海野委員 わかりました。

○伊藤教育長 所管ということでございますので、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかに質問等もないようですので、議案第11号を採決いたします。議案第11号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第11号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第6、議案第12号、海老名市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第12号、海老名市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応についてでございます。

本案は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応の方向性を定めたいため、議決を求めるものでございます。

資料の60ページにより概要を説明いたします。

理由ですけれども、平成28年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消）が施行されました。この法律の目指す社会というものをこのペーパーの四角で囲った部分に表記させていただいております。大きくは2つです。不当な差別的取扱いの禁止、これは正当な理由なく、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することを禁止するというものでございます。もう1つが合理的配慮の提供です。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、可能な範囲で対応することです。これに伴いまして、市教育委員会の教職員の対応について方向性を定めたいものでございます。そしてまた、この方向性に基づきまして、障がい者の差別解消に係る基本的な事項を規定する教職員向けの対応要領を策定するとともに、合理的配慮に向けての具体的な事例を示す留意事項も規定しまして、より一層適切な対応に努めていきたいと考えております。

この方向性をご決定いただくに当たりまして、教育委員会として、要領、それから留意事項の内容等を担当から説明させていただきます。

**○教育支援担当課長** 内容は61ページ以降に出ているのですが、まず最初に、ここまでの策定に至る経緯について簡単にご説明させていただきます。

資料の77ページをごらんください。まず、国の動き、県の動き、そして市長部局の動きを受けまして内容を確認しましたところ、教育委員会における対応要領を策定するにあたって、学校の施設に関する部分、教職員の指導に関する部分、そして社会教育施設に関する部分、かなり幅広い内容になっておりますので、1つの課だけで作成するのはとても難しいということで、11月に素案をつくるためのワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループのメンバーは教育委員会4課の課長、そして事務局として教育支援センターの小林と私が入りまして、11月に素案の作成にかかりました。

そして、ワーキンググループででき上がった素案をもとに、教育長、教育部長、教育部次長、教育総務課主幹に入ってください、対応要領の策定委員会を12月に開きまして、素案の検討に入りました。

そして、12月の委員会で大体の素案が完成しましたので、そこで少し修正が加わりましたので手直しをしまして、この表よりは1カ月遅れてしまったのですが、2月6日に障がい者団体の方へのヒアリング、そして、2月14日の校長連絡会で校長先生方への報告とご意見をいただくという会を開きまして、ここでさらに修正を加えさせていただいたものが本日皆さんにお示しした対応要領（案）でございます。

この後、本日3月10日のこの場でご審議をいただいたものにつきましては、この表には記載していないのですが、3月28日に再度障がい者団体の方にお集まりいただき、報告会という形ででき上がった対応要領を示させていただくような流れで進めてまいりたいと思います。

では、内容に入ります。資料の61ページにお戻りください。

まず、第1条で目的、そして、第2条と第3条が一番のポイントになろうかと思えます。障害者差別解消法のポイントは、先ほど教育部長から説明がありましたとおり、まず1つ目は、障がいを理由とする不当な差別の禁止ということになります。それを受けたものが第2条、そして合理的配慮の提供に関するものがポイントの2つ目になりますので、それに対するものが第3条に規定してあります。

そして、62ページに行きますが、監督者の責務ということで記載してあります。どのようなことが障がいを理由とする不当な差別になるのか、どういう場面でどんな合理的配慮の提供があるのかというところで、多分学校の先生方、あるいは障がいのある方、その家族の方からいろいろな相談が出てくるかと思えますので、第7条でその相談機関、障がいのある方、その家族の方、そして教職員からの相談も、まずは教育支援センターに相談窓口を置いて、ここで相談を受けるという形で規定しております。教育支援センターで受けた相談につきましては教育部長に必ず報告をして、教育部長のほうで集約しつつ、事後のご相談に生かしていくというふうに規定しております。

そして、さらに、教職員への研修・啓発活動について規定しているものが第8条という形になっております。

この8条から成る対応要領をさらに具体的にどのように対応していったらよいか、示したガイドライン的なものが64ページから76ページまでになる対応要領に係る留意事項(案)になります。こちらも先ほど言った2つのポイント、3番のところにあるとおり、まずは不当な差別的取扱いの禁止についてどのようなものが不当な差別に該当するのか、特に66ページ以降に具体例が幾つか示されております。

そして、67ページからは、2つ目のポイントである合理的配慮の提供のさらに具体的な内容です。どのような合理的配慮ができるのかどうか、どんな場面で合理的配慮ができますというようなことを具体的に示しております。基本的な考え方等も記載してありますが、ただ、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供、いろいろ中身が書いてあるのですが、これをやらなければ全て法に触れるということではないということと、あと、ここに

書いていないことはやらなくていいのかということ、そういうことではないということですので、年に1回、毎年見直しをしながら、今回こうやってつくらせていただきましたが、これがずっと最終的にこのままでいくのかということとそうではなくて、見直しをしながら、いいもの書きかえていくという形になろうかと思えます。

簡単ですが、以上です。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたけれども、これは、例えば県のほうは県教育委員会がつくって出して、県費負担教職員はそれを準用するのだろうけれども、市町村教委として、海老名はもう独自でこれをつくるということで判断したわけだけれども、ほかの県内各市ではどういう状況なんですか。

○教育支援担当課長 近隣市の状況をお伝えしますと、厚木市は昨年4月1日で厚木市教育委員会における対応要領を策定しております。ただ、それ以外は近隣市、県央地区では策定している地域はなくて、来年、今年の4月1日施行を目指しているのは海老名市と大和市が目指しているという情報を得ています。

○伊藤教育長 では、そういう状況でございますけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岡部委員 今までもこれに則った対応をしておられていると思いますが、今回、対応要領とか、あるいは日ごろ仕事を進める上で気をつけることというのをつくられたということでよかったなと思うんですが、今の説明の中にもありましたが、これに書いていないからいいんだとか、そういうことでは決してないとおっしゃっていましたので、私も本当にそうだと思います。そういう意味では、管理監督に当たる方と実際に子どもに当たる方、それぞれが感度をよくしていく。その感度をよくするためには何をすればいいのか。組織としてやることもあるでしょうけれども、やっぱり個人でも努力していかなければいけないのだと思うのです。ぜひ文言のすき間というか、裏に隠れていることを職員にうまく伝えるような使い方をしてほしいなと思います。そして、適宜見直しをするということも必要だなと思っています。

○教育支援担当課長 今ご指摘あったとおり、多分これをこのまま1人1人の先生方に渡してもなかなか、読んでも難しい内容になろうかと思えますので、さらにわかりやすいリーフレットを策定して、それを活用しながら研修で全教職員に配布して、研修で周知していければと考えております。

○伊藤教育長 お話しのように法ができたからということではないので、実際学校内で子

どもたちの対応の中で支援のほうでトラブルとなるのは、案外そういう人権感覚というか、本当に1人1人の子どもの命が大切なものだという感覚があるかないか。普段の指導でも大きいことなので、このことによって支援が必要な子だけではなくて、本当に全ての子どもに対して先生たち、教員たちがそういうものを持てるようなものになるといいかなとは思ったりするんです。

**○海野委員** 私も岡部委員と同じように、この対応要領、マニュアルができることになって、さらに先生と生徒間での障がい者に対する気づきをもっとできればいいかなと思って、「いじめマニュアル」と同じように活用されればいいかなと思います。

1つお聞きしたいのですが、障がい者団体のヒアリングがありますね。これはどういう内容で、また、どういうことが新たに再発見されたという部分はありますか。

**○教育支援担当課長** 市長部局の策定をベースにしてありますので、障がい福祉課のほうと連絡をとらせていただいて、同じように全部で9団体の方に来ていただきました。それで、なかなか我々というか、私どもが気づかなかった視点でいくつかご指摘を受けて、修正する点があったことと、一番私が気づかされたのは会を開くにあたって、普通の会議と同じように資料を事前に配付して来ていただいてという形で計画していたんですけども、障がい者団体の方には聴覚障がいの方もいらっしゃったし、視覚障がいの方もいらっしゃったので、点字の対応要領を用意しなければいけない、音声訳の対応要領を用意しなければいけない、手話通訳者の方も呼ばなければいけないということに気づかされまして、慌てて手配してということで1カ月遅れてしまったという経緯があるのですね。そういった意味でも、本当はいろいろ違う視点からのご指摘をいただいただけでなくて、ああ、こういったことも必要なんだ、これからこういったことも求められていくのだということで、私自身も勉強になりました。

**○海野委員** わかりました。ありがとうございます。いろいろなことに気づかされますよね。

**○平井委員** 私、今まで現場に行って、いろいろな形で子どもたちの様子も見てきたのですが、言葉で、いろいろな形で担任の先生とかとは話し合いをしたりしてきましたけれども、やはり基準というものが無い中、その折々にはいろいろな形で話し合いをしたり、指導したり、保護者と話し合いをしたりしてきましたけれども、市としてこういう推進のものが1つ出てくると基準として持てるというのがすごくよいかと思います。学校の中でも、そういうものがない中でやっていくのは非常にきつさというのも今まであったかと思

うのです。ですから、やはりそういう1つの目安としてこういうものが出されたというのは、学校としては大きな意味があるのかなと思いますし、海老名市も支援だけではなくて、全ての学級にいろいろな、多様な障がいを持ったお子さんたちがいますので、全ての教員がいろいろな形で共通把握をした上で指導を行っていかないと、学校運営はもう成り立っていかない時代になっていますので、これはすごく大きいかないと私は思います。今後インクルーシブの研究もされていくと思うのですけれども、そういう中でもこういうものを先取りしてつくったというのは、今後の海老名にとってはすごくよいことだと思いますので、ぜひこれをまずは学校で周知していただかないといけないと思うので、今後どのような計画をされていくのか。この中にも折々には研修を持っていくというふうには載せられていますけれども、今後学校への周知はどのような形でされていきますか。

**○教育支援担当課長** まず、対応要領の63ページ、第8条2項に書いてあるとおり、新たに職員になった者、新たに監督者になった職員に対してはもう研修をやるとうたってありますので、初任者研修で先ほど説明させていただいたリーフレットを配付しながら、まず説明させていただきたいと思います。そして、管理職研修でも同じように対応要領については説明をさせていただこうかなという考えでおります。さらに、教育相談コーディネーターの担当者会ですとか、特別支援学級の担当者会議でも同じように担当者には周知して、そして夏の支援教育研修会1と2で同じように来年度説明させていただいて、数年間は同じような内容、少しの時間戻りながら、全市的に周知できるような形をとっていただければと考えております。あとは、校長先生、管理職の先生にも研修しますので、学校の中でも、そういった研修を広めていただければと考えています。

**○平井委員** とてもよいと思いますので、ぜひそういう形で実施に向けて動いていただけたらうれしいなと思います。

**○松樹委員** 今の平井委員のお話で、やっぱり周知ということ。私たちもちろんそうですが、必要だと思うので、例えば年に一遍でもいいから読み合わせをしてくださというお願いをしたりとか、声に出して共有するというのも大切なことだと思いますので、ぜひそんなご努力もお願いしたいなと思っております。また、この中で、私たち教育委員会主催の講演会とかセミナーとかという部分が出てくるかと思うのです。後ろのほうで。なるべく、例えば手話や何かをつけるとか出てくるかと思うのですが、もちろんそれは大切なことだと思うのですが、教育委員会でも名義後援を出していて、私も個人的にいただいたりしているのですが、そのときに、例えばそういう配慮が要るかとか、そういうところまで



突っ込んでやってもいいのかなという気が私はこれを読んでいてしたのです。そういうところまで配慮してという形で、名義後援を出すときに相手側がやっただいたっているかなという形。どこまで相手側ができるかというのはちょっと難しいところはあると思うのですが、そんなものも波及しながら、よりともに暮らせるといいますか、バリアフリーといえますか、心のバリアフリーもそうですけれども、なくなる世の中になればいいな、そんなことも共有できたらなと思っておりますので、お願いしたいなと思います。

○伊藤教育長 今の名義後援の許可申請の中にはそのような項目はないですか。

○松樹委員 ないです。

○伊藤教育長 ただ、それがなければ名義後援しないというのはすぐにできることではないので、それがわかるような形で、そういう配慮がありますかということで、それがなくなつたから名義後援しませんということには、それとは要件は別にしても、1項目あるだけで、それに対して、ああ、こういうことを教育委員会は問うているのだということはある程度様式や何かで規定されていますか。

○教育支援担当課長 申請書の様式等は規定されています。

○伊藤教育長 規定の運用次第で、様式第何号に申請するという規則みたいなものがあるということか。

では、ちょっとそれはご意見として承って、検討できることから。その申請項目の中にそういう配慮があるかどうかということをも1項目入れるだけでまた、次に申請するときに変わってくると私も思います。ああ、この辺はやったほうがいいのかと思って。それか、もしかすると、本当にこの後、数年の中で完全にそれが入って、それがないと名義後援ができないというときもいつかは来るかもしれないと思います。

○松樹委員 主催者のほうも、例えば毎年やっているような講演会とかであれば、あっと思って、次の年から手話通訳を入れようとか、いろいろなことが出てくるかなという気がしますので、できる限りご検討いただきたいなとこれを見ていて思いました。

○伊藤教育長 では、それは事務局のほうでよいですか。

○教育部長 はい。検討してまいりたいと思います。

○伊藤教育長 様式の検討。

○教育部長 はい。様式の件について検討してまいります。

○伊藤教育長 今、指導係は研修の中でどんな配慮がありますか。

○教育支援課長 まず、4月3日の初任者に向けて最初の研修の中でこれについて周知を

していきたいと考えております。それから、8月1日に管理職の校長先生、教頭先生の研修会を行うのですが、午前中に1時間とって、この内容についてはもう校長先生方には周知したところなのですが、その後にそれぞれの学校での具体の取り組みについてを中心的に説明や協議をしていきたいと考えています。

○伊藤教育長 いやいや、違う違う。うちのほうがやっているの、先ほど出た手話が入っている研修とか……。

○教育支援課長 まず、8月の後半にやっているひびきあう教育研究発表大会では手話通訳士を入れているところです。あとは、小中一貫の説明会等でも要約筆記をしております。

○伊藤教育長 指導係がどうということではなくて、我々が開催する事業に関しても、ほかを巻き込むのもいいんだけど、自分たちがやる会議とか研修についても今後努めてそれを考えなければいけないかな。教育委員会でやっているものは、自分たちがこれを進めているのに、自分たちの研修会はそうではないというのはひとつ……。費用等もかかったりもするのだけでも、今後、教育委員会としても自分たちの研修等については本当に考えていくようにしていければなと思いますので。

○教育支援課主幹 余計かもしれませんが、成人式のほうでは手話通訳士を。

○伊藤教育長 やっていただいていますね。確実に教職員やそれらの理解する自分の身体機能が普通であることに対してはよいのだけでも、不特定の多くの方が来られることが予想されたりするところでは、やはりそういう配慮は確実に必要なのかなと思います。

私がいろいろしゃべってもしょうがないのだけでも、ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第12号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第12号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 続いて、日程第7、議案第13号、**県費負担教職員の人事異動について**（非公開事件）を議題といたしますが、本日の日程第7から日程第10までは、議案で言うと、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号ですけれども、人事等のものでござい

ますので、それらについて非公開としたいと思います。

会議の非公開について採決いたします。日程第7から日程第10までの4件の議案について会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。それでは、これより本会議は非公開といたします。つきましては、議案第13号の関係職員、岡田教育部長、金指教育部次長、奥泉就学支援課長、仲戸川教育総務課主幹以外の職員及び傍聴人については退室をお願いしたいと思います。

(非公開事件開始)

-----  
(非公開事件終了)

○伊藤教育長 皆さまにお知らせします。日程第7 議案第13号、日程第8 議案第14号、日程第9 議案第15号、及び日程第10 議案第16号は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。教育委員会3月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございます。